

「多様な学びの在り方」の検討方法について（案）

「多様な学びの在り方」については、以下に掲げる検討事項について、集中的かつ機動的に調査、検討を行うために、多様な学びの在り方検討部会を設置して対応する。

部会での検討結果を受けて、最終的に審議会において審議する。

1 県立高等学校将来構想審議会との関係

県立高等学校将来構想審議会条例（平成20年3月25日 条例第4号）

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、十人以内とし、会長が指名する。

2 検討事項

(1) 定時制課程について

従来のような働きながら学ぶ生徒のほか、不登校や中途退学を経験した生徒、また自由度がより高い学びを求める生徒など、定時制においては多様な学習ニーズへの対応が求められている。

こうした状況に的確に対応するための教育課程や生徒の個別支援体制、また定時制で学ぶ機会を確保できる学校配置について検討する。

(2) 新たなタイプの学校について

県立高校（全日制・定時制）において実施されている学び直しの実態を踏まえた上で、より効果的な学習方法や魅力的な取り組みなどを体系立てて学び直しの在り方を整理する。

3 検討スケジュール

審議会	部会	時期	内容
第1回		令和元年 7月上旬	・ 諮問 ・ 趣旨説明 ・ 検討部会の設置
	第1回	7月下旬	・ 趣旨説明 ・ 実態調査について
		7月～8月	・ 実態調査（定時制，新たなタイプ）
	第2回	8月末	・ 調査結果報告 ・ 新タイプ・定時制の方向性①
	第3回	10月中旬	・ 新タイプ・定時制の方向性②
	第4回	12月中旬	・ 新タイプ・定時制の方向性③
第2回		12月下旬	・ 答申（⇒実施計画に反映）

多様な学びの在り方に関する検討イメージ

【第3期県立高校将来構想での位置づけ】

中学校卒業者のほぼ全員が高校に進学する状況を背景に生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望等が多様化

【定時制課程】

勤労青年の学びの場に加えて、不登校経験者や中途退学者をはじめとする全日制課程からの転・編入学者など、様々な入学動機や学習歴を持つ生徒が増加

【新たなタイプの高校】

義務教育段階の学習内容の定着が十分でない生徒等に対する学び直しへのニーズの高まり

定時制課程における多様な生徒への対応

- ◎単位制導入，ICT活用，転・編入学制度の柔軟化
- ◎相談体制の充実
- ◎定通併修制度の拡充

在籍生徒の実態
学習指導及び個別支援体制の状況
定時制で学ぶ機会を確保できる学校配置

学び直し等の多様なニーズへの対応

- ◎少人数授業，学び直しに対応するカリキュラム編成
- ◎学習意欲の喚起や自己有用感の高揚などを図るための個別支援体制

県立高校における学び直し等の状況

定時制課程における生徒の学びやすい環境の充実

本県における体系的な学び直しの方針の確立